

虐待の防止のための指針

医療法人社団 大法会

遠江病院介護医療院

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

遠江病院介護医療院（以下「施設」という。）では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

虐待の定義

区 分	内 容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。 【例】介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ押さえつける。
介護・世話の 放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を怠ること。 【例】入浴をしておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心的外傷を与える言動を行うこと。 【例】他の入所者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 【例】排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置したりする。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

（1）虐待防止に対する体制の整備

虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するため、当施設では、併設医療機関の遠江病院と連携し虐待防止委員会を設置する。

（2）虐待防止委員会の構成員

管理者、遠江病院院長、看護職員、介護職員、精神保健福祉士、事務職員

虐待防止委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

（3）虐待防止委員会の開催

虐待防止委員会を定期的に開催する。虐待等の事案については、諸般の事情や複雑かつ機微なものであることから、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、慎重に対応することとする。

(4) 虐待防止委員会の検討事項

虐待防止委員会は、次のような事項について検討することとする。

- ア 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること。
- イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。
- オ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

(5) 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

当施設における虐待を防止するための体制として虐待防止委員会、虐待の防止のための指針、虐待の防止のための従業者に対する研修を適切に実施するため、虐待防止委員会の看護職員を虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者とする。

(6) 各職種の役割

施設内において、虐待防止のために各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たすこととする。

ア 管理者

(ア) 虐待防止のための統括管理

イ 医師

(ア) 診断、処置方法の指示

ウ 事務長

(ア) 虐待防止のための指針の周知徹底

(イ) 家族、医療機関、行政機関及びその他関係機関への対応

(ウ) 分析及び再発防止策の検討

エ 介護支援専門員

(ア) 緊急連絡体制の整備（施設、家族、行政）

(イ) 家族、医療機関、行政機関及びその他関係機関への対応

(ウ) 施設内の環境整備

オ 看護職員

(ア) 入所者等個々の疾病から予測されることを把握し、些細な変化に注意する。

(イ) 状態に応じ、医師との相談を行う等、連携体制の確立

(ウ) 入所者等とのコミュニケーションを十分にとること。

(エ) 記録は正確かつ丁寧に記録する。

カ 介護職員

(ア) 食事・入浴・排泄・移動等介助における基本的知識を身につける。

- (イ) 入所者等の意向に沿った対応を行い、無理な介護は行わない。
- (ウ) 入所者等の疾病、障害等による行動特性を知る。
- (エ) 多職種協働のケアを行う。
- (オ) 記録は正確かつ丁寧に記録する。

キ 事務職員及び精神保健福祉士

- (ア) 施設内の環境整備
- (イ) 備品の整備
- (ウ) 委員会議事録の整備

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

虐待の防止のための知識の習得、施設の方針の徹底、情報の伝達等を目的として、研修会等を定期的を実施し、記録する。

- (1) 虐待の防止のための職員研修を定期的（年2回以上）に実施する。
- (2) 新規採用時に虐待の防止のための研修を実施する。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

高齢者虐待を受けたと思われる高齢者（入所者）を発見した場合は、高齢者の心身状況の確認及び安全確保を実施し、市に速やかに報告する。

養介護施設従事者等による虐待の相談	
浜松市役所 高齢者福祉課	053-457-2361
浜松市役所 介護保険課	053-457-2875
浜松市役所 福祉総務課	053-457-2329
各区役所長寿保険課 ○中央福祉事業所 長寿支援課 中央区役所内／電話番号：053-457-2062 東行政センター内／電話番号：053-424-0186 西行政センター内／電話番号：053-597-1164 南行政センター内／電話番号：053-425-1542 ○浜名福祉事業所 長寿保険課 浜名区役所内／電話番号：053-585-1123 北行政センター内／電話番号：053-523-1144 ○天竜福祉事業所 長寿保険課 天竜区役所内／電話番号：053-922-0130	
養護者（家族等）による虐待	
地域包括支援センター（高齢者相談センター）	浜松市ホームページ参照
各区役所長寿保険課 ○中央福祉事業所 長寿支援課 中央区役所内／電話番号：053-457-2062	

東行政センター内／電話番号：053-424-0186

西行政センター内／電話番号：053-597-1164

南行政センター内／電話番号：053-425-1542

○浜名福祉事業所 長寿保険課

浜名区役所内／電話番号：053-585-1123

北行政センター内／電話番号：053-523-1144

○天竜福祉事業所 長寿保険課

天竜区役所内／電話番号：053-922-0130

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 施設内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止委員会の構成員に報告する。
- (2) 本指針4に従い、市に速やかに報告する。
- (3) 施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に報告する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待防止の観点から、成年後見制度等について入所者又は家族に説明し、必要に応じて関係窓口を案内する。また、養護者による虐待が疑われる場合は、浜松市へ相談する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

苦情を受け付けた職員は受け付けた内容に虐待等の内容が含まれている場合には、看護師長に報告する。

報告を受けた看護師長は管理者及び虐待防止委員会に報告し、虐待に関する関係先（市町村等）に報告を行い、適切な対応方法などの助言及び指導を受ける。

8. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、入所者や家族が自由に閲覧できるように施設内に常に設置するとともに、法人ホームページにも公表する。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な基本方針

- (1) 苦情・相談対応体制を活用し、家族等の声を虐待の防止に役立てる。
- (2) 虐待の防止のための指針は、定期的に改訂する。

附 則

この指針は令和4年4月1日より施行する。